

実地指導における指摘事項について

○ 平成 30 年度の実地指導の概要（予定含む）

サービス種別	実地指導件数
居宅介護支援	25
地域密着型通所介護	1
認知症対応型通所介護	3
小規模多機能型居宅介護	7
認知症対応型共同生活介護	26
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2
看護小規模多機能型居宅介護	2
計	66

○ 本書の読み方

(1) 「サービス種別」の欄について、平成 30 年度の実地指導において実際に指摘したサービスのみ掲載しています。記載がないサービス事業所においても、関係法令を確認してください。

(2) サービス種別の略称は、以下のとおりです。

居宅 : 居宅介護支援

通所 : 地域密着型通所介護

認知症通所 : 認知症対応型通所介護

小規模 : 小規模多機能型居宅介護

GH : 認知症対応型共同生活介護

密着特養 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

看多機 : 看護小規模多機能型居宅介護

(3) **減算対象**は、抵触した場合に減算の対象となる項目に附しています。

1 運営基準について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
内容及び手続きの説明及び同意	1	重要事項説明書に事故発生時の対応についての記載がありませんでした。	重要事項説明書に、事故発生時の対応等の必要な項目を定め、利用申込者又はその家族に対し、文書を交付して説明を行ってください。	全サービス
利用料等の受領	2	・利用料の変更の際、文書による説明を行っていなかったり、利用者から同意を得ていなかったりした事例がありました。 ・重要事項説明書等における利用料の説明に誤りがありました。	サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、費用についての説明を文書を交付して行い、文書により同意を得てください。	全サービス
	3	「その他の日常生活費」について、実費相当額を徴収していなかったり、あいまいな名目（「調整費」等）で徴収したりした事例がありました。	「その他の日常生活費」については、費用の内訳を明確にし、実費相当額を徴収してください。	認知症通所 小規模 GH 密着特養
自己評価	4	事業所が提供するサービスの質の評価を（毎年）行っていませんでした。	実地指導における自己点検シート等を活用し、事業所としての自己評価を実施する機会を設けてください。	居宅 認知症通所 GH
運営規程	5	必要な項目が入っていませんでした。（市独自基準である 苦情の処理手順及び窓口、入退居の基準 ）	必要な項目を盛り込んだ運営規程を策定してください。	居宅 認知症通所 小規模 GH
掲示	6	最新の内容の運営規程等を掲示していませんでした。	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等の重要事項を掲示してください。	居宅 小規模 GH
秘密保持等	7	雇用契約時に秘密保持等についての誓約書を事業者と取り交わしていない従業員がいました。	従業員及び従業員であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じてください。	居宅 通所 GH
運営推進会議（介護・医療連携推進会議）	8	議事録を公表していませんでした。	事業所内に掲示する等の方法で、議事録の公表を行ってください。	認知症通所 小規模 看多機

事故発生時の対応	9	市に報告すべき事故の報告漏れがありました。	「水戸市介護保険サービス事業者における事故発生時の報告取扱要項」に規定する事故発生連絡票により市へ報告してください。	通所 認知症通所 小規模 GH
会計の区分	10	他の事業との会計と区分されていませんでした。	事業所ごとに経理を区分するとともに、他の事業と会計を区分してください。	居宅 看多機
記録の保存	11	・重要事項説明書等に定められた書類の保存年限が2年となっていました。 ・規則に定められた書類が適切に保存されていることが確認できませんでした。	従業者、設備、備品、会計及びサービスの提供に関し、規則に定められた書類を完結の日から5年間保存してください。	居宅 GH
認知症であることの確認	12	サービス利用前に認知症であることを医師の診断書等で確認していない利用者がいました。	サービス利用前に、認知症であることを医師の診断書等で確認してください。	認知症通所 GH
非常災害対策	13	事業所の立地上起こりえる災害に対処するための具体的な計画が策定されていませんでした。	事業所の立地等から起こり得る非常災害に対処するため、夜間、停電、通信手段の途絶等の状況を踏まえた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。	通所 小規模 GH
外部評価	14	外部評価の結果を公表していませんでした。	事業所内に掲示する等の方法で、外部評価の公表を行ってください。	小規模
身体拘束等の禁止について	15	身体拘束等を行った際、利用者の心身の状況等の記録を行っていませんでした。	やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、利用者及びその家族に説明してください。 減算対象（GHのみ）	小規模 GH 看多機
	16	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体的拘束適正化検討委員会」）について、検討した内容等についての記録がありませんでした。	身体的拘束適正化検討委員会を開催した際には、検討した内容等について記録し、介護従業者その他の従業者への周知徹底を図ってください。 減算対象	GH

身体拘束等の禁止について	17	必要な項目が入った身体拘束等の適正化のための指針を策定していませんでした。(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針が入っていない例が多い)	必要な項目が入った身体拘束等の適正化のための指針を策定してください。 減算対象	GH
協力医療機関等	18	協力(歯科)医療機関を定めていませんでした。	協力(歯科)医療機関を定めてください。	小規模
宿泊サービス	19	宿泊サービスの利用定員を超えていた期間がありました。	宿泊サービスの運営規程に定められた利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行わないよう、指針を遵守してください。	認知症通所
内容及び手続きの説明及び同意	20	①利用者はケアマネに対して複数の事業者の紹介を求めることが可能であること ②プランの原案に位置付けた事業者の選定理由の説明を求めることが可能であること を 文書を交付した上で 説明していませんでした。	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、左記の内容について理解が得られるよう、文書を交付し説明を行ってください。 減算対象	居宅
変更の届出等	21	人員等の変更があった際、市へ届け出ていませんでした。	指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に事業所変更届出書を提出してください。	全サービス
介護職員の医療行為	22	必要な研修を受けていない介護職員が痰の吸引を行いました。	痰の吸引は研修を終了し県に登録が必要です。痰の吸引については、研修を修了し登録した者が行うか、訪問看護ステーション等と連携する等、事業所として検討をしてください。	GH
	23	医師、歯科医師、看護師等の免許を有さないものによる医療行為(褥瘡の処置等)がありました。	関係通知を参照し、免許を有しないものが医療行為を行うことがないようにしてください。	GH

2 人員基準について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
従業者及び管理者の雇用契約等の内容の確認	24	従業者の雇用契約を結んでいませんでした。 従業者の雇用契約の内容が不明確でした。	適正に雇用契約を結び、書面で確認できる体制を取ってください。	全サービス
	25	就業場所、雇用期間更新時等の変更時に新たに雇用契約を結んでいませんでした。		

記録の整備	26	勤務日ごとの勤務した職種及び職種ごとの勤務時間数が分かる書類（勤務形態一覧表）を作成・保存していませんでした。	勤務形態一覧表を毎月作成し、保管してください。	
	27	勤務形態一覧表の作成において、 ○深夜及び夜間帯における勤務時間数の記載方法に誤りがありました。 ○職種を兼務している場合の記録に誤りがありました。	適正に勤務形態一覧表の作成を行ってください。（別紙参照）	
処遇改善加算	28	介護職として勤務している職員以外に支給していると思われるケースが見受けられました。	実際に、介護職として従事している職員については、勤務形態一覧表に、兼務している職種及び勤務時間を適正に記録してください。	
サービス提供体制強化加算	29	算定要件を満たしていることを確認できる書類を作成・保管していませんでした。	勤務形態一覧表を毎月作成し、算定要件を満たしているか確認してください。	
従業者の員数	30	日中の介護職員の員数において、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1の配置基準を満たしていませんでした。	夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は標準数（利用者の数が3又はその端数を増すごとに1）を配置してください。 減算対象	GH
勤務体制の確保等	31	2つのユニットにまたがって勤務している介護従業者がいました。	従業者は、継続性を重視したサービスの提供に配慮するため、やむを得ない場合を除き2つのユニットを勤務しないようにしてください。	
	32	シフトの時点で、一方のユニットから他方のユニットへの応援を想定した人員配置になっていました。		
	33	夜勤者としてユニット毎に配置されている職員が、他のユニットを兼務している日がありました。		
変更の届出等	34	ユニット間で人員変更があった際に、変更届が提出されていませんでした。	指定に係る内容（介護職員を除くユニット間の人員変更を含む）に変更があった場合は、10日以内にその内容を届け出てください。	
記録の整備	35	管理者や代表者としても勤務する職員の出勤簿が作成されていませんでした。	現場の職員として従事する職員については、役員や管理者であっても勤務実態の記録を残してください。	居宅

3 計画について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
暫定の計画	36	区分変更申請時に暫定の計画が作成されていませんでした。また暫定の計画は作成されていましたが、正式な計画へ切り替えがされていませんでした。	<p>計画作成時に認定結果が判明していない場合や、区分変更申請時には暫定の計画を作成し、一連の業務を行ってください。減算対象（居宅のみ）</p> <p>要介護認定の結果が判明後は、速やかに暫定の計画から正式な計画に切り替えてください。また、切り替えたことがわかるように記録等に残してください。</p>	全サービス
アセスメント	37	事業所として利用者の情報収集やアセスメントが実施されていませんでした。	介護計画の作成及び変更には、計画作成前に通所介護事業所として情報収集やアセスメントを実施してください。	通所 認知症通所 GH
	38	情報収集やアセスメントの実施日、実施者名が記載されていませんでした。	情報収集やアセスメントの実施日、実施者名は明確に記載してください。	
	39	アセスメントに際し利用者の自宅を訪問していませんでした。	<p>利用者が入院中等でやむを得ず自宅以外でアセスメントを行う場合は、その理由を支援経過等に記載してください。また、退院後は自宅で再度アセスメントを実施してください。</p> <p>減算対象（居宅のみ）</p>	居宅 小規模 看多機
	40	アセスメントの実施日が明確ではありませんでした。	アセスメントを実施した際はその理由と共に（初回・更新・状態の変化等）実施場所、実施日、実施者名、面接者名を明確に記載してください。	
	41	課題分析標準項目が具備されていませんでした。	課題分析標準項目 23 項目を具備し、空欄がないよう記載してください。	
介護サービス計画	42	アセスメントに基づいた計画が作成されていませんでした。	アセスメントに基づいた計画を作成してください。なお、通所介護においては、居宅サービス計画が作成されている場合、その内容に沿って介護計画を作成してください。認知症対応型共同生活介護においては、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境を踏まえ他の介護従業者と協議の上、介護計画を作成してください。	通所 認知症通所 GH

43	サービス提供開始前に計画の同意を得ていませんでした。	介護計画は、サービス利用開始前にその内容を利用者に説明し同意を得て交付をしてください。やむを得ず同意が遅れる場合は、その理由を明確に記録に残してください。	通所 認知症通所 GH
44	介護計画の目標の期間が具体的に設定されていませんでした。	介護計画の目標の期間は、○年○月○日～○年○月○日と具体的に設定してください。	通所 認知症通所 GH
45	計画に本人の役割が位置付けられていませんでした。	利用者本人が役割を持って日常生活を送ることができるよう、介護従業者と共同で行える家事や役割を計画に位置付けてください。	通所 認知症通所 GH 小規模 看多機
46	居宅療養管理指導を受けている利用者について、介護計画に位置付けがありませんでした。	居宅療養管理指導を受けている利用者については、介護計画に位置付けてください。また、診療情報提供書等により指導や助言を得た際には、その内容を確認し介護計画や介護方法等に反映するよう努めてください。文書等は保管してください。	GH 小規模 看多機
47	市に届け出た計画作成担当者の変更になった際に、新しい計画作成担当者が介護計画を作成していませんでした。	市に届け出た計画作成担当者の変更になった際は、新しい計画作成担当者が計画を作成し、利用者から同意を得てください。	GH 小規模 看多機
48	身体拘束を介護計画に位置付けていました。	身体拘束については「一時的」「非代替性」「緊急性」の状況にあり、緊急やむを得ず行うものであり、介護計画に位置付けることは好ましくありません。	GH 小規模 看多機
49	介護計画に本人の意向が記載されていませんでした。	厚生労働省による「認知症の人の日常生活・社会生活意思決定支援ガイドライン」等を参考に本人の意向を導き出して計画に記載してください。	全サービス

	50	看取り期の介護計画に本人の意向が記載されていませんでした。	厚生労働省による「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考に本人の意向を導き出して計画に記載してください。	GH 小規模 看多機 居宅 密着特養
	51	居宅サービス計画の内容と同一の計画となっていました。	居宅サービス計画（間接的援助の計画）に沿って小規模多機能型介護サービス計画（直接的援助の計画）を作成してください。	小規模 看多機
	52	通い、宿泊、訪問のサービスを組み合わせた計画ではありませんでした。	（看護）小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせるサービス提供をすることにより利用者の居宅における生活の継続を支援するものです。事業所の特性を生かした計画になるように努めてください。	
モニタリング	53	介護計画の評価がなく次の計画を作成していました。	介護計画の目標期間終了前に当該計画の評価を行い、再度アセスメントを実施し次の計画を作成してください。	
	54	介護計画の評価日と評価者が記載されていませんでした。	介護計画の評価日と評価者名を明確に記載してください。	看多機
	55	モニタリングの実施日、実施場所、本人と面接したことが明確ではありませんでした。	モニタリングを実施した際は実施日、実施場所、実施者名、面接者名を明確に記載してください。 減算対象（居宅のみ）	居宅 小規模 看多機
サービス担当者会議（ケア会議等）	56	事業所としてサービス担当者会議の議事録がありませんでした。	サービス担当者会議に参加した場合は、事業所として記録を残してください。やむを得ず不参加となる場合は照会の記録等を残してください。	通所 認知症通所 GH 小規模 看多機
	57	ケア会議やカンファレンス等の会議の記録がありませんでした。	会議の記録については、実施日、会議の内容、記録者名、参加者名を明確に記録に残してください。	

サービス提供の記録	58	サービス提供の記録が介護計画に沿った内容ではありませんでした。	サービスを提供した際には、介護計画に沿って、サービス提供日、提供時間、利用者の心身の状況等評価につながる記録、記録者名を明確に記載してください。 (看護) 小規模多機能型居宅介護については、通い・訪問・宿泊のどのサービスに対する記録か明確に記録をしてください	通所 認知症通所 GH 小規模 看多機
介護保険外のサービス	59	介護保険外の宿泊サービスについて、介護保険内のサービスと別に計画や記録がされていませんでした。	サービス内容が異なるので、宿泊サービスとして計画を作成してください。また、宿泊サービスとしてサービス提供の記録をしてください。	通所 認知症通所
居宅介護支援	60	居宅介護支援事業所の介護支援専門員と同様の業務を行っていませんでした。	居宅介護支援事業所の介護支援専門員と同様に一連の業務を行ってください。	小規模
第1表	61	サービス開始前に計画の同意を得ていませんでした。	サービス開始前に計画の原案に基づいてサービス担当者会議を行い、計画の同意を得てください。また、計画については利用者及び担当者に交付をしたことを明確に記載してください。	居宅 小規模 看多機
	62	被保険者証の記載内容を確認していませんでした。	被保険者証を確認し、必要な項目については転記してください。	
	63	被保険者証の認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載内容について検討していませんでした。	被保険者証の記載内容を確認し、認定審査会の意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類について記載がある場合は、その趣旨を利用者に説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成してください。	
第2表	64	目標に特定のサービス名が記載されていました。	サービスは目標達成のための手段です。サービス利用が目標になることがないようにしてください。	居宅 小規模 看多機
	65	目標の期間が認定の有効期間を考慮していませんでした。	認定の有効期間を考慮して目標の期間を設定してください。	
第3表	66	主な日常生活上の活動について24時間の生活を把握していませんでした。	利用者が行っている活動を24時間の生活で把握し、関係者間で共通理解ができるようにしてください。	居宅 小規模 看多機, 密着特養

第4表	67	ケアプランに位置づけた担当者を招集していませんでした。	ケアプランに位置づけた担当者を招集してください。	居宅 小規模 看多機
	68	ケアプランに福祉用具貸与を位置付ける場合、その必要性についてサービス担当者会議で検証されていませんでした。	ケアプランに福祉用具貸与を位置付ける場合は、当該計画にその必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、必要性について検証してください。	
	69	やむを得ずサービス担当者会議に不参加の場合、その理由及び事前に照会で得た意見が議事録に記載されていませんでした。	サービス担当者会議には計画に位置づけた担当者を招集し、やむを得ず不参加の場合は、事前に専門的見地からの意見を求めください。議事録には不参加の理由及び事前に聴取した専門的な意見を記載してください。	
第5表	70	支援経過に必要な項目が明確に記載されていませんでした。	漫然と記載するのではなく、項目ごとに整理して記載してください。	居宅 小規模 看多機
			アセスメント、モニタリングについては実施日、実施場所、面接者名を明確に記載してください。 減算対象（居宅のみ）	
			1～3表、6・7表については説明したこと、同意を得たこと、交付をしたことを明確に記載してください。 減算対象（居宅のみ）	
第6・7表	71	支援経過に記載されている交付日と第6表の作成日が異なっていました。	第6表の作成年月日は、利用者が同意した日を記入してください。	居宅 小規模 看多機
軽微な変更	72	居宅サービス計画の軽微な変更により一連の業務を省略した場合、軽微な変更と判断した理由が明確ではありませんでした。	軽微な変更と判断した経緯や理由を記録に残してください。	居宅 小規模 看多機

4 報酬, 加算について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
送迎減算	73	送迎についての明確な記録がありませんでした。	送迎の有無は、算定の根拠にもなりますので、記録（送迎の実施者や時刻等）を残してください。また、家族等が送迎を行ったため事業所で送迎を実施しなかったときは、そのことを記録してください。	通所
入浴介助加算	74	入浴について、サービス提供の記録と国保連への請求が異なる月がありました。	算定の根拠となる記録（入浴日、時間帯、実施者等）は明確になるように残してください。 サービス提供の記録（実績）と国保連への請求に差違が生じているので、どちらが正当な内容であったかを確認する必要があります。	
日割りの算定について	75	契約を解除していないにもかかわらず料金を日割りで算定している利用者がいました。	月途中から登録した場合、又は月途中で登録を終了した場合には、登録していた期間について対応する単位数（日割り計算による単位数）を請求することとなります。介護給付費の請求、及び利用者負担の徴収については適切な手段を取ってください。	小規模 看多機
初期加算	76	初期加算を、30日を超えない入院の後に利用を再開した利用者について算定していました。	初期加算は、①登録した日から起算して30日以内の期間、②30日を超える病院又は診療所への入院後に再び利用を開始した場合に算定することができます。 入院後に再び利用を開始する場合は、入退院の日付け等を記録し、30日を超えることを確認した上で初期加算を算定してください。	
認知症加算	77	認知症加算Ⅱを算定すべき利用者について認知症加算Ⅰを算定していました。	認知症加算の算定要件は以下のとおりです。 ・認知症加算Ⅰ 日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはⅤに該当する者 ・認知症加算Ⅱ 要介護2であるものであって、日常生活自立度のランクⅡに該当する者	小規模

医療連携体制加算 I	78	利用者の入居の際の、重度化した場合に係る指針についての同意書が確認できませんでした。	<p>重度化した場合に係る指針を定め、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ることは、加算算定の要件の1つとなります。あらかじめ、同意書の様式を整備しておく必要があります。</p> <p>また、同意を得ていない入居者については、同意を得るまでは当該加算の算定を行うことはできません。</p>	GH
医療連携体制加算 I	79	重度化した場合に係る指針の中に、盛り込むべき主な項目に不足がありました。	<p>重度化した場合に係る指針に盛り込むべき主な項目として、①急性期における医師や医療機関との連携体制②入院期間中における指定認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針等、などが考えられます。</p> <p>上記の項目に不足がある場合は、指針の項目を追加し、利用者から同意を得る必要があります。</p>	
医療連携体制加算 I	80	連携先の訪問看護ステーションから配置されている職員に関する資料の確認ができませんでした。	<p>訪問看護ステーション等との連携を行う場合は、協定書等により看護師の確保や24時間連絡できる体制を確保していることを確認できるようにしてください。また、当該加算は准看護師では認められないことから、配置される看護師の資格証の写しを整備しておいてください。</p>	
看取り介護加算	81	医療連携体制加算に係る「重度化に伴う介護援助と医療連携指針」の内容と、「看取りに関する指針」の内容がほぼ同一のものとなっていました。	<p>「看取りに関する指針」に盛り込むべき項目として、①当該事業所の看取りに関する考え方②終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方③事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢④医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む）⑤利用者等への情報提供及び意思確認の方法⑥利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式⑦家族等への心理的支援に関する考え方⑧その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応の方法等が考えられます。</p>	

看取り介護加算	82	診断書ではなく、医師からのコメントを根拠として算定していました。	看取り加算の算定要件である「医師が一般的に認められている医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した者であること」を示すものとしては、診断書等が必要です。	GH
認知症専門ケア加算Ⅰ、Ⅱ	83	①入居者全員から算定していました。②医師の判定による日常生活自立度の確認ができない入居者が見受けられました。③算定に係る利用者の日常生活自立度が計画に記載されていませんでした。	①入居者のうち、算定要件を満たす利用者について算定してください。②医師が日常生活自立度を医師の判定したことが分かる記録（主治医意見書、診断書、医師から聴取した結果等）を保存してください。③算定の対象となる利用者の計画書に日常生活自立度について（判定をした医師名、最新の判定した年月日、判定結果）を記載してください。	
認知症専門ケア加算Ⅱ	84	介護職員及び看護職員ごとの認知症ケアの研修について計画が確認できませんでした。	介護職員及び看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、その計画に沿った研修を実施し、記録を残してください。	
初期加算	85	初期加算の算定について、短期利用を開始してから30日を超えて算定している利用者がいました。	短期利用認知症対応型共同生活介護を利用していたものが日を空けることなく引き続き当該認知症対応型共同生活介護に入居した場合については、初期加算は入居直前の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定することができます。	
利用者が入院した時の費用の算定について	86	利用者が入院したときの費用の算定について、入院後3月以内に退院するか否かを利用者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断していませんでした。	「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、利用者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断する必要があります。入院先の主治医に確認した場合は、その内容を記録に残してください。	

運営基準減算	87	当該事業所の利用を開始した翌月に、居宅サービス計画を作成及びサービス担当者会議を開催した利用者がいました。	居宅サービス計画を新規に作成した場合、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議を行っていないときには、当該月から担当者会議が開催された月の前月まで減算することとなります。この場合、利用開始月について運営基準減算が適用されます。また、運営基準減算に該当する場合は、初回加算の算定は認められません。 減算対象（居宅）	居宅
運営基準減算	88	認定の区分変更の申請を行った利用者について、認定結果が出るまでの期間に暫定の居宅サービス計画を作成しておらず、居宅サービス計画の交付及びサービス担当者会議の実施が確認できない事例がありました。	居宅サービス計画の変更に当たっては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合等については、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算することとなります。 減算対象（居宅）	居宅
退院・退所加算	89	退院・退所加算（Ⅰ）ロ及び（Ⅱ）ロにおいて、算定要件を満たしていることが確認できない事例がありました。 退院・退所加算（Ⅰ）ロの算定について、カンファレンスの内容について記録がない利用者がいました。	退院・退所加算（Ⅰ）ロ及び（Ⅱ）ロについては、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンスにより1回受けていることが必要です。 留意事項に規定されたカンファレンスであることが明確になるように、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付してください。 カンファレンスの記録のない利用者についての加算の算定は認められません。 退院・退所加算（Ⅰ）ロ及び（Ⅱ）ロの算定要件を満たさない場合において、退院・退所加算（Ⅰ）イ及び（Ⅱ）イの要件を満たす場合は、適切な請求を行ってください。 なお、必要な情報を受けたことについては、支援経過等に具体的に記録してください。	居宅

入院時情報 連携加算	90	入院時情報連携加算の算定について、3日以内に情報を連携したにもかかわらず加算(Ⅱ)を算定していた利用者がいました。	<p>入院時情報連携加算(Ⅱ)は、利用者が入院してから4日以上7日以内に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に算定する加算です。3日以内に情報を連携していた場合、入院時情報連携加算(Ⅰ)を算定することとなります。</p> <p>医療機関に情報提供した内容は支援経過等に記録してください。ファックス等で送付した場合、相手方が情報を受け取ったこと確認し、記録してください。</p>	居宅
---------------	----	---	--	----

【参考】関係法令又は通知

1 運営基準について

No.	関係法令又は通知
1	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第8条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第10条, (以下第10条準用) 第60条の20, 第60条の20の3, 第81条, 第108条, 第128条, 第176条, 第188条, 第201条
2 3	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第14条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第22条, 第60条の7, 第60条の38(第60条の7準用), 第81条, 第90条, 第116条, 第155条, 第180条, 第201条(第90条準用) ・「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第54号)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第16条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第24条, 第60条の8, 第70条, 第91条, 第117条, 第156条, 第181条, 第195条 ・「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
5	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第22条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第32条, 第60条の12, 第60条の20の3(第60条の12準用), 第74条, 第101条, 第122条, 第167条, 第185条, 第201条(第101条準用)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第26条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第35条, (以下第35条準用) 第60条の20, 第60条の20の3, 第81条, 第108条, 第128条, 第176条, 第188条, 第201条
7	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第27条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第36条, 第172条, (以下第36条準用) 第60条の20, 第60条の20の3, 第81条, 第108条, 第128条, 第201条, 第188条(第172条準用)
8	<p>水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第40条, 第60条の18, (以下第60条の18準用) 第81条, 第108条, 第128条, 第176条, 第188条, 第201条</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第32条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第41条, 第60条の16, 第60条の20の3(第60条の16準用), 第81条(第41条準用), 第108条(第41条準用), 第128条(第41条準用), 第174条, 第188条(第174条準用), 第201条(第41条準用) ・「水戸市介護保険サービス事業者における事故発生時の報告取扱要項」
10	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第33条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第42条, (以下第42条準用) 第60条の20, 第60条の20の3, 第81条, 第108条, 第128条, 第176条, 第188条, 第201条

11	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第 34 条 ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例施行規則第 6 条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 43 条, 第 60 条の 19, 第 60 条の 20 の 3 (第 60 条の 19 準用), 第 80 条, 第 107 条, 第 127 条, 第 175 条, 第 188 条 (第 175 条準用), 第 200 条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例施行規則第 8 条, 第 14 条の 8, 第 20 条, 第 28 条, 第 35 条, 第 47 条, 第 51 条, 第 56 条
12	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 67 条の 2, 第 114 条
13	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 60 条の 15, (以下第 60 条の 15 準用) 第 60 条の 20 の 3, 第 81 条, 第 108 条, 第 128 条, 第 176 条, 第 188 条, 第 201 条
14	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 40 条, 第 108 条 (第 60 条の 18 準用), 第 117 条, 第 201 条 (第 60 条の 18 準用) ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第 1 項 (第 182 条第 1 項において準用する場合を含む) に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」(平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 1 号・老老発 0327 第 1 号)
15 16 17	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 93 条, 第 117 条の 2, 第 176 条 (第 93 条準用), 第 188 条 (第 117 条の 2 準用), 第 201 条 (第 93 条準用) ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第二・ 6 (2), 第二・ 8 (5) ・「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」(平成 27 年 4 月 30 日老振発 0430 第 1 号・老老発 0430 第 1 号・老推発 0430 第 1 号) 第 4・ 3 (3) 及び(4)
18	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第 103 条, 第 125 条, 第 171 条, 第 188 条 (第 171 条準用), 第 201 条 (第 103 条準用)
19	「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」(平成 27 年 4 月 30 日老振発 0430 第 1 号・老老発 0430 第 1 号・老推発 0430 第 1 号) 第 3・ 1
20	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第 8 条 ・「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準 (訪問通所サービス, 居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅支援に要する費用の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第三・ 6
21	介護保険法第 78 条の 5
22	「介護職員等の実施する喀痰吸引等の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 29 日医政発 0329 第 14 号・老発 0329 第 7 号・社援発 0329 第 19 号)
23	「医師法第 17 条, 歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について」(平成 17 年 7 月 28 日老推発第 0728001 号)

2 人員基準について

24 25	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第8条の2（以下第8条の2準用）第60条の20，第176条，第201条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第150条の2
26 27	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第60条の19，第80条，第107条，第127条，第175条，第200条 ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例施行規則第14条の8，第20条，第28条，第35条，第47条，第56条
28	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表2の2・ニ，「厚生労働大臣が定める基準」五十一の八， ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第二・2（16） ・介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式の提示について（平成30年3月22日老発0233第2号）
29	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表2の2・ハ，「厚生労働大臣が定める基準」五十一の七ほか ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第二・2（15）
30	<ul style="list-style-type: none"> ・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第110条 ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について，人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について ・「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第二・3の2（20）
31 32 33	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第123条
34	介護保険法第78条の5
35	水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例第34条

3 計画について

37 42	・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例 第60条の8～10, 第70条, 第72条, 第117～119条
39 55	・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例 第118条, 第198条, ・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例 第17条
41	・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例 第17条
51 52	・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例 第91条, 第92条, 第97条, 第195条, 第196条, 第198条
58	・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例 第60条の19, 第80条, 第115条, 第107条, 第200条
60	・水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例 第94条, 第201条(第94条準用)
60 ～ 71	・水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例 第16条, 第17条
72	・介護保険最新情報 Vol. 155 (H22年7月30日 厚生労働省老健局振興課)

4 報酬, 加算について

73	厚生労働省平成27年度介護報酬改定に関するQ&A問61
73 74	水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例第80条, 規則第20条
75	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の9(1)
76	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の9(9)
77	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の5(4)

78	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表5,「厚生労働大臣が定める施設基準」三十四指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の6(9),水戸市平成26年11月7日付介護第1099号「認知症対応型共同生活介護費の医療連携体制加算の取扱いについて(通知)」
79	
80	
81	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表5・イ注1,厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成24年告示95号・三十三),「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項」第二・6・(7)
82	
83	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表5,「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第二・1,「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」四十一,「厚生労働大臣が定める基準」四十二,水戸市平成30年6月4日付介護第358号「指定認知症対応型共同生活介護における加算等の算定について(通知)」
84	
85	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表5・ハ,「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の6(8)
86	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の6(6)
87	条例第17条,「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第3の6
88	
89	「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第3の13
90	「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第3の12